

日本経営診断学会論集投稿規程(新)

1. 論文の定義

本学会では、日本の経営およびそれに関連する活動に関する経営診断学の発展に寄与する研究成果について最終形態として投稿されたものを論文とする。論文には、独創的な内容と論文として必要な形式を備えていなければならない。

本学会論集において募集、掲載される論文は以下の通りである。

<査読論文>

(1) 研究論文

研究論文は、学術研究の成果をまとめたもので、特定のテーマについて独創的な内容や新しい事実および知見を論理的に提供し、経営診断学の学術的な発展に寄与するものとする。研究論文は、当該年度の日本経営診断学会の全国大会において報告された内容(統一論題、自由論題、大学院生コーナー、共同研究プロジェクト)を基にした論文(全国大会報告済み)と、当該年度の全国大会において報告されていない内容を基にした論文または前々年(2年前)の全国大会で報告された統一論題および自由論題として報告された内容を基にした論文(全国大会報告無し)からなる。なお、研究論文として投稿された共同研究プロジェクトが、査読の結果、不採録と判定された場合には、共同研究プロジェクト報告として採録する。

(2) 事例研究

事例研究は、経営診断の実務をまとめたもので、診断の方法、アプローチ、成果に新奇性、独創性、創造性があり、経営診断を行う者に実践的な知見や示唆を提供するものとする。事例研究は、当該年度の日本経営診断学会の全国大会において報告された診断事例報告の内容を基にしたもの(全国大会報告済み)と、全国大会において報告されていない内容を基にしたもの(全国大会報告無し)からなる。

<査読無し論文>

(3) 依頼論文

依頼論文は、編集委員会が必要に応じて会員もしくは非会員に執筆を依頼した論文である。

(4) 共同研究プロジェクト報告

共同研究プロジェクト報告は、研究推進委員会によって採択され、学会からの助成を受けた共同研究プロジェクトの研究成果をまとめたものである。なお、共同研究プロジェクト報告を査読有の研究論文として投稿して採録された場合には、その研究論文の採録をもって共同研究プロジェクト報告に代えることができる。

投稿を希望する会員は、自らの論文が研究論文(統一論題、自由論題、大学院生コーナー、共同研究プロジェクト)、事例研究、共同研究プロジェクト報告のいずれなのか、さらには研究論文と事例研究については全国大会での報告の有無について明示しなければならない。また、その過年度の全国大会での発表論文に関する取り扱いについては別表の通りである。

2. 投稿の条件

本学会会員は投稿にあたり、以下の要件を遵守することが求められる。

(1) 投稿される研究成果

投稿される論文は、国内外の学術誌、機関誌、書籍に投稿・掲載済みでないものに限る。すでに他において研究成果として発表されたものである場合は、二重投稿となる。ただし、本学会では、予稿集やプロシーディングスなどの学術会議の資料、学士論文、修士論文および博士論文の一部、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、研究助成(科学研究費補助金など)に対する報告書を投稿することは、これらが研究途上のものであるとみなし、例外として二重投稿とはしない。

また、既発表論文と当該論文が密接に関連する場合は、その関係を投稿する論文に明記しなければならない。

(2) 投稿者

日本経営診断学会論集に投稿できるのは、本学会会員に限る。複数名で執筆されている場合は、執筆者全員が本学会会員でなければならない。ただし、依頼論文についてはその限りではない。

オーサーシップは、投稿している論文の研究活動に多大な知的貢献を行ったもののみがもつこととし、ギフトオーサーシップなどの不正な行為は行ってはならない。

(3) 事前の研究報告

投稿される論文は、事前に各部会およびその後の全国大会(統一論題、自由論題、大学院生コーナー、事例報告、共同研究プロジェクト)にて報告することが望ましい。投稿される論文が各部会および全国大会で事前に報告されている場合、その投稿論文は「全国大会報告済み」と区分される。また、そのような事前の報告がなされていない場合、その投稿論文は「全国大会報告無し」と区分される。

(4) 研究不正の防止

本学会会員は、研究成果としての論文において、研究不正(データのねつ造や研究成果の剽窃)を行ってはいけない。研究不正があり、それが悪質である場合、編集委員会はその投稿者の論文投稿を一定期間、停止することができる。

3. 投稿される論文について

投稿者は、執筆要領にしたがって論文を作成することが求められる。

(1) ページ数

投稿テンプレートで6ページ(図表を含み、巻末の英文抄録は含まない)以内とする。ただし、査読・編集によって6ページを超える場合は、編集委員会によってこれを認めることがある。

(2) 形式確認

掲載が決まった論文であっても、編集委員会による確認を経て修正を求めることがある。

(3) 受付日、受理日について

原稿が編集事務局で受け取った日を受付日とする。また、編集委員会にて採択が決まった日を受理日とし、論文に表示する。

4. 投稿された論文の審査について

本学会会員は投稿された論文の審査にあたり、以下の事項を遵守することが求められる。

- (1) 投稿された論文の審査は再審査までとする。
- (2) 投稿された論文の審査結果が、(B)条件付き採録および(C)再審査となった場合、投稿者は30日以内に修正稿を提出しなければならない。

5. 著作権および公開許諾条件

(1) 著作権

本学会に投稿される論文の著作権は、投稿された論文の掲載が決定した時点で、原則として本学会に帰属する。

(2) 公開許諾条件

以下の条件を満たす場合、論集への採録が決定した論文を著者本人がインターネット上に公開できることとする。

① 公開ポリシー

本学会の論集への掲載が決定された論文あるいは掲載された論文を著者本人が公開する場合、その論文は査読後の論文でかつ出版社版のみを認める。

② 出版社版の利用可否

本学会の論集に掲載された論文を著者本人が公開できるのは、刊行された冊子をスキャンしたものまたは電子ジャーナルのコピーである出版社版のみとし、著者最終稿などの出版社版以外の版の利用は認めない。

③ 公開場所

本学会の論集に掲載された論文を著者本人が公開できる場所は、著者個人のwebサイト、機関リポジトリ、研究資金助成機関のwebサイト、非営利電子論文アーカイブとする。

④ 公開条件

本学会の論集に掲載された論文を著者本人が公開する場合には、出典を表示しなければならない。

別表 全国大会発表に基づいて投稿された研究論文の取り扱い

発表年	発表種別	統一・自由の取り扱い
全国大会前々年 (2年前に報告)	統一論題	研究論文(全国大会報告無し)
	自由論題	研究論文(全国大会報告無し)
全国大会 (1年前に報告)	統一論題	研究論文(自由論題)
	自由論題	研究論文(自由論題)

全国大会 (当該年に報告)	統一論題	研究論文(統一論題)
	自由論題	研究論文(自由論題)

附則

1. 本規則は、理事会の承認を得て、編集委員会が改定することができる。
2. 平成30年10月5日施行。令和3年8月30日改正。